

第6回富山県入札契約適正化検討委員会

日時 平成20年9月5日(金)
午前10時～
場所 県庁4階大会議室

1 開 会

2 協議事項の審議

低入札対策について

- (1) 調査基準価格の引上げについて
- (2) 技術者の増員の義務付けについて
- (3) 履行保証及び契約解除時における違約金の割合の引上げについて

3 報告事項の説明

- (1) 一般競争入札の実施状況について
- (2) 総合評価方式の試行状況について

4 閉 会

I 協議事項

○ 低入札対策について

低入札対策の検討の背景

- ・ 一般競争入札の拡大等に伴い、落札率が85%未満の工事が増加傾向にあり、工事の品質の確保及び除雪や災害への対応等、地域社会を支える県内建設企業の健全な存続が懸念される。
- ・ 国においては、低入札価格調査の対象とする基準価格を本年4月から引上げ、他県においてもその算定方法、低入札の抑止策等について、見直しの動きが広がっている。

1 調査基準価格の引上げについて

見直し案

現 行	見 直 し 案 <H20.10月から> (国の見直し後の算定方法と同じ)
予定価格の2/3から8/10の範囲内 ① 直接工事費の額 ② 共通仮設費の額 <hr/> 合計＝調査基準価格	予定価格の2/3から <u>8.5/10</u> の範囲内 ① 直接工事費の額の100→ <u>95%</u> ② 共通仮設費の額の100→ <u>90%</u> ③ 現場管理費の0→ <u>60%</u> ④ 一般管理費の0→ <u>30%</u> <hr/> 合計＝調査基準価格
※合計が、予定価格の2/3に満たない場合は2/3の額を、8/10を超える場合は8/10の額を調査基準価格とする。	※合計が、予定価格の2/3に満たない場合は2/3の額を、 <u>8.5/10</u> を超える場合は <u>8.5/10</u> の額を調査基準価格とする。

- ・ 現行の算定方法では、調査基準価格の対予定価格の平均率は70%で全国で最も低くなっていることから、調査基準価格を引き上げる。

(国土交通省の見直しの考え方)

- ・ 直接工事費及び共通仮設費は応札者の平均的な値に見直し、現場管理費(安全な施工、確実な品質管理)及び一般管理費(適正な利潤)は工事实施上最低限必要と考えられる額を計上する。

2 技術者の増員の義務付けについて

見直し案

区 分		(参考) 通常	低入札案件		施行時期
			現行	見直し案	
技術者の増員の義務付け	①専任配置が義務付けられている工事	専任	専任 →	更に専任 1名増員	H21.4月から (企業に与える影響が大きいことから周知期間を設ける。)
	②専任配置が義務付けられていない工事	非専任	非専任 →	専任化	

(※) ① 技術者の専任配置が義務付けられている工事(請負金額が2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円)以上の工事)については、当該専任の技術者とは別に、原則として入札参加資格の条件を満たす同等の技術者を新たに1人、専任にて配置する。

② 専任配置が義務付けられていない工事については、専任の技術者を1人配置する。

- ・ 低入札案件は、一般的に工事の手抜き、安全対策の不徹底等につながりやすく、技術者の増員を義務付けることにより、工事の品質の確保を図る。
- ・ 技術者の増員や専任化により企業の負担は重くなる。

3 履行保証及び契約解除時における違約金の割合の引上げについて

見直し案

区 分	(参考) 通常	低入札案件		施行時期
		現行	見直し案	
履行保証(契約保証)及び契約解除時における違約金の割合	10%	10% →	30%	H20.10月から

- ・ 既に先行して実施している他団体の状況を考慮し、履行保証の割合は30%とする。
- ・ 履行保証(金)の充当先として予定されているものが契約解除時の違約金であることから、履行保証に合わせ、違約金の割合を30%とする。
- ・ 履行保証の割合を30%とした場合、保証会社等による保証が得られなくなる場合もあることから、企業の金銭的・心理的負担は重くなる。

Ⅱ 報告事項

1 一般競争入札の実施状況について

(1) 他県における対象範囲(一般競争入札の下限額)の状況

区 分		19年度	20年度	20年度の内訳
5千万円以上		21県	11県	青森、栃木、群馬、千葉、東京、新潟(1億2千万円以上)、和歌山、高知、福岡、鹿児島、沖縄
4千万円以上		4県	4県	茨城、岡山、熊本、大分
3千万円以上		3県	5県	石川(H19年10月より:同月以前は5千万円以上)、鳥取、山口、香川、長崎
2千万円以上		3県	2県	富山、奈良
1千万円以上	一部実施	5県	5県	北海道、岐阜、愛知、静岡、徳島 (例)岐阜:1千万円以上5千万円未満は3割試行、5千万円以上1億円未満は5割試行、1億円以上は全面実施
	すべて実施	4県	8県	宮城、埼玉、山梨、滋賀、京都、兵庫、島根、広島
1千万円未満		7県	12県	岩手、秋田、山形、福島、神奈川、長野、三重、福井(H20年4月より:同月以前は7千万円以上)、大阪、愛媛、佐賀、宮崎

(備考) 19年度は平成19年9月1日現在、20年度は平成20年4月1日現在:総務省、国交省調査より)

(2) 落札率の状況

入札方式		17年度		18年度		19年度		備考
		件数	落札率(%)	件数	落札率(%)	件数	落札率(%)	
公募一般競争入札・指名競争入札	10億円以上	2	61.2	1	54.5	3	77.9	
	3億円以上 10億円未満	2	89.3	10	84.0	11	78.7	H18→H19 ▲5.3%
	1億円以上 3億円未満	3	90.2	6	94.4	21	84.8	H18→H19 ▲9.6%
	2千万円以上 1億円未満	28	94.1	233	95.6	363	92.2	H18→H19 ▲3.4%
指名競争入札		2,081	97.0	1,724	95.2	1,366	93.9	H18→H19 ▲1.3%
合 計		2,116	96.9	1,974	95.2	1,764	93.3	H18→H19 ▲1.9%

1千万円以上2千万円未満の入札件数 548件
⇒ 全入札件数に占める割合 約31.1%

(備考) 対象工事は、土木部及び農林水産部の発注工事(入札日ベース)

(3) 発注までの日数及び事務処理時間の短縮に向けて講じた対策

ア 設計図書電子配付

平成19年度において148件(全入札件数に占める割合:約8.4%)の工事について試行

→平成20年度は200件を目途に試行予定

イ 事後審査方式の導入(平成19年10月～)

2千万円以上3億円未満の工事について、入札の執行後に、一般競争入札に参加するために必要な資格の審査を最低価格入札者から行い、落札者が決定した時点で審査を終了する事後審査方式を導入

ウ 入札公告文の標準書式化、入札事務に使用するシステムの改修等

(参考) 平成20年3月の入札契約適正化検討委員会の提言

一般競争入札の対象範囲(1千万円以上2千万円未満)については、発注までの日数や事務処理時間の短縮に向けた対策をさらに検討、試行するとともに、地域への影響等を十分検証しながら、引き続き検討することが適当である。

2 総合評価方式の試行状況について

(1) 試行結果

- ・ 平成19年度は、6工種、110件(平成18年度からの累計127件)で実施。(表1)
- ・ 価格が最低の者以外が落札した工事(いわゆる逆転落札した工事)は9件であり、全体の約7%であった。(表2)
- ・ 技術加算点が1位の者が落札した工事は、約34%であった。(表3)

(2) 事務の効率化・迅速化に向けた対策

- ・ 「簡易な施工計画」の評価の手引を作成し、評価事務を担当する職員に対する説明会を開催するなど、評価事務のマニュアル化を図る。
- ・ 県のデータベースを活用した評価方法のシステム化を検討する。

(参考)平成20年度3月の入札契約適正化検討委員会の提言

事務の効率化・迅速化に取り組むとともに、対象工事を限定せず、100件程度の試行を行うことが適当である。

(表1)これまでの試行実績

	当初目標	実績					工種別	
		合計	型式別					
			標準型	簡易型A	簡易型B			
H18	10数件	17件	0	5	12	一般土木	17	
H19	100件程度	110件	2	22	86	一般土木	84	
						AS舗装	12	
						橋梁上部工	5	
						法面処理	4	
						ポーリンググラウト	2	
建築関係	3							
合計		127件	2	27	98			

(表2)落札者の価格順位

	件数	割合	備考
1位	118	92.9%	
1位以外	9	7.1%	
合計	127		

(表3)落札者の技術加算点順位(入札参加者の中での位置)

技術加算点順位	標準型		簡易型A		簡易型B		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1位	1	50.0%	15	55.6%	27	27.6%	43	33.9%
1位を除く上位	1	50.0%	7	25.9%	42	42.9%	50	39.4%
下位	0	0.0%	5	18.5%	29	29.6%	34	26.8%
合計	2		27		98		127	

(参考)近隣各県の実施状況及び実施予定

	富山県	福井県	石川県	新潟県
対象工事	20百万円以上	50百万円以上	30百万円以上	10百万円以上
平成19年度目標	100件程度	50件	100件程度	工事件数の2割
平成20年度目標	100件程度	本格実施 125件	原則すべて実施 300件	250件